

# 平成28年度財政援助団体等監査結果について

佐渡市監査委員は、財政援助団体監査の結果を平成28年12月6日に公表しましたので、お知らせします。

佐渡市監査委員 渡部 直樹  
佐渡市監査委員 猪股 文彦

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(出資団体)に対する監査を行いました。

なお、出資団体とは佐渡市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいいます。

## 監査の対象および

### 出資金等の概要

#### 1 監査の対象

市が出資した次の団体が行う会計処理およびその他の事務

#### 2 対象団体名および出資額等

○団体名(事務局)

株式会社両津TMO(両津商工会)

○出資額(出資比率)

900万円(90%)

○所管課 産業振興課

#### 3 出資団体の概要および沿革

株式会社両津TMOは、資本金1,000万円のうち佐渡市(旧両津市)が900万円、両津夷本町商店街協同組合が95万円、残りの5万円を両

津商工会が出資して平成16年2月4日に設立され、それぞれの出資団体等から選任された取締役3名および両津夷本町商店街協同組合から選出された監査役1名で構成されている。

平成14年度に旧両津市が策定した「両津市中、心市街地活性化基本計画」を受け、都市開発に関する企画、調査、設計およびコンサルタント業務や商店街の販売促進のための事業に関する企画、調査、設計および受託など全14事業を営むことを目的として定款に掲げ事業を開始した。

平成26年度において、地産地消の推進を図ることを目的として販売事業者を当初から選定した上で、新穂地区の佐渡市トキの森公園内に1,000万円を投じて物産販売所を建設し、不動産賃貸業を開始している。これは、佐渡市が地産地消の推進を図ることを目的として物産販売所を公設公営で計画し、関連予算を平成23年6月議会に提案したところ、議会から計画を見直すよう意見が付されたことにより方針を変更し、その受け皿として株式会社両津TMOを

指名したためである。

平成27年度の事業報告において次の3点を活動実績としているが、中心市街地活性化対策事業の具体的事業活動がないこと、また、トキの森公園内の物産販売所の販売事業者が同年11月から営業を中止し、その後撤退したことにより、現在の事業活動は両津港北埠頭駐車場管理事業が主なものとなっている。

#### (1) 両津港北埠頭駐車場管理事業

両津港北埠頭駐車場管理協議会

#### (2) どの委託契約による管理業務

中心市街地活性化対策事業

#### (3) 両津地区で行われるイベント等への協力

地域振興事業

#### (4) 佐渡市トキの森公園内の物産販売所の不動産賃貸業

売所の不動産賃貸業

## 監査の着眼点

### 1 出資団体

(1) 事業が定款に基づき、適正かつ効率的、効果的に運営されているか

(2) 会計処理および財務諸表等の作

成が法令等に準拠して適正に行われているか

### 2 所管課

(1) 出資団体への指導および監督は適切に行われているか

(2) 出資団体の経営状況等を十分に把握し、事業の適正性、経済性、効率性および有効性を検証しているか

## 監査の結果

監査の結果、出資団体における会計処理および財務諸表等の作成に関しては、関係諸帳簿等が整理され法令等に準拠して適正に行われていると認められたが、次の事項において改善を要する事例が見受けられた。また、所管課の産業振興課においては、出資団体に対する指導も含め改善を要する事例が次のとおり認められた。

### 1 出資団体に対する指摘事項

(1) 佐渡市から選任された取締役である前副市長の辞任届が平成28年